

医療

自立支援医療(精神通院)申請書類一覧

		申請書類							お持ちいただく物				
		① 申請書 (様式第2号)	② 診断書 (精神通院用)	③ 記載事項変更届 (様式第5号)	④ 収入申告書 ※2	⑤ 再交付申請書 (様式第6号)	⑥ 同意書 (転入用)	⑦ 返還届	受給者証 (原本)	健康保険証 ※4	認印 ※5	個人番号カード ※6	手帳
診断書	新規・再申請	○	○ ※1		○					○	○	○	
	更新	○	○ ※1		○				○	○	○	○	
手帳	新規・再申請	○			○					○	○	○	○
	医療機関変更	○	○ 追加の場合						○	○		○	
	保険変更	○		○	○				○	○	○	○	
	住所・氏名変更			○					○			○	
	県外転入 (神戸市含む)	○		○	○		○ ※3		○	○	○	○	
	再交付					○			○ 破損・汚損の場合	○		○	
	返還							○	○				

※1 精神障害者保健福祉手帳用の診断書がある場合は省略できます。

※2 非課税の場合は、非課税収入について確認できる書類が必要です。(年金等の受給額が分かる書類:年金振込通知書、通帳の写しなど)※令和6年1月～12月分。

※3 他府県(神戸市含む)発行の受給者証と診断書の写しを持参された場合は不要です。

※4 マイナ保険証＋資格情報のお知らせ、マイナ保険証＋マイナポータルの資格情報画面を印字したもの、従来の健康保険証(有効期限まで)、資格確認書のいずれか。

※5 本人申請の場合は省略できます。

※6 国民健康保険、後期高齢者医療の場合は加入者すべて、国民健康保険以外は本人と被保険者の個人番号の分かるものがが必要です。

留意事項

- ・申請から受給者証の交付までは、約3ヶ月かかります。
- ・転入の場合や、被保険者等が市外在住の場合など、課税証明書をご用意いただくことがあります。
- ・複数医療機関を利用する場合は、診断書や意見書が医療機関数分必要となります。
- ・受給者証の発行までの医療費については、医療機関にご相談ください。医療機関で精算が出来ない場合は、兵庫県で償還払いができます。
償還払い先: 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県 福祉部 障害福祉課 精神障害福祉班 Tel: 078-362-3263

手帳

精神障害者保健福祉手帳申請書類一覧

		申請書類								お持ちいただく物			
		① 申請書 (様式第26号の2)	② 診断書 (手帳用)	③同意書 (年金事務所用)	④ 等級変更届 (様式第29号)	⑤ 変更届 (様式第28号)	⑥ 再交付申請書 (様式第30号)	⑦ 返還届	⑧ 同意書 (転入用)	手帳(原本)	写真 縦4×横3cm	年金証書 ※3	振込通知書 ※4
診断書	新規・再申請	○	○								○		
	更新	○	○							○	※2		
	等級変更		○		○					○	○		
年金証書	新規・再申請	○		○							○	○	○
	更新	○		○						○	※2	○	○
	等級変更				○					○	○	○	○
住所・氏名変更						○				○			
県外転入 (神戸市含む)		○				○			※1	○	○		
再交付							○			○ 破損・汚損の場合	○		
返還								○		○			

※1 他府県(神戸市含む)発行の手帳を持参された場合は不要です。

※2 更新の場合は、原則必要ありませんが、有効期間の欄に空がない場合は、必要となります。

※3 年金証書は平成9年1月1日以降のもの。裁定通知書、額改定通知書、支給額変更通知書でも代用可能です。

※4 年金振込通知書は直近のもの(毎年6月初旬に発行)。年金生活者支援給付金の通知書は不可。障害年金が支給されたばかりの場合は、決定通知書でも可能。

留意事項

- ・申請から手帳の交付までは、約3ヶ月かかります。
- ・受付時に年金証書か振込通知書のいずれかがなくても申請は可能ですが、マイナンバーを活用した情報連携ができなかった場合は、追加で提出を依頼することがあります。
- ・共済年金受給中の方は、マイナンバーを活用した情報連携ができないため、必ず年金証書と振込通知書が必要です。
- ・手帳の交付内容に不服がある場合は、兵庫県へ審査請求することができます。

審査請求先: 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県 福祉部 障害福祉課 精神障害福祉班 Tel: 078-362-3263